

別表第 2（第 12 条第 2 項関係）

年俸制適用教員基本年俸改定表

	改定を実施する時期 /総合評価結果によ る区分	満 36 歳に達す る年度	満 42 歳に達す る年度	満 48 歳に達す る年度	満 54 歳に達す る年度
その者の 属する職 務の級が 5 級であ る職員	極めて顕著 特に顕著	—	13 号給上位の 号給	13 号給上位の 号給	5 号給上位の号 給
	顕著	—	6 号給上位の号 給	6 号給上位の号 給	2 号給上位の号 給
	良好	—	改定しない	改定しない	改定しない
	要努力	—	改定しない	改定しない	改定しない
その者の 属する職 務の級が 4 級以下 である職 員	極めて顕著 特に顕著	27 号給上位の 号給	27 号給上位の 号給	27 号給上位の 号給	—
	顕著	20 号給上位の 号給	20 号給上位の 号給	20 号給上位の 号給	—
	良好	13 号給上位の 号給	13 号給上位の 号給	13 号給上位の 号給	—
	要努力	改定しない	改定しない	改定しない	—

備考 総合評価期間において職員就業規則第 46 条に規定する懲戒処分を受けた者等で総長が別に定める者のこの表の適用については、この表に定める号給数から総長が別に定める号数を減じて得た号給数をもってその者の改定号給数とする。